

## きのくに医療連携システム青洲リンク協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、きのくに医療連携システム青洲リンク協議会（以下「協議会」という。）という。

### (目的)

第2条 本会は、きのくに医療連携システム青洲リンク（以下「青洲リンク」という。）に保存された参加医療機関の医療情報を利用することにより、緊密な地域医療連携の促進を図るとともに、災害などの非常時に活用することで、地域住民への質の高い安全な診療を提供することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青洲リンクの運営に関する事業
- (2) 地域医療連携の促進に関する事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (組織)

第4条 本会は普通会员と特別会員をもって構成する。

- 2 普通会员は、青洲リンクに参加して医療情報の共有を行う医療機関とする。
- 3 特別会員は、会長が本会の目的達成のため特に必要と認めたものとする。

### (役員)

第5条 本会は、役員として会長1名及び副会長若干名を置く。

- 2 役員は、協議会において選任する。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(協議会)

第8条 会長は必要に応じ会員を招集し、協議会を開催する。

2 協議会は、次の事項を審議する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) 規約の改正

(4) その他本会に関する重要な事項

3 協議会の議長は、会長又は会長が指名する者が務める。

4 協議会の決議は、出席者の過半数をもって決する。賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第10条 本会の事務局を、公立大学法人和歌山県立医科大学附属病院医療情報部に置く。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項は協議会の議決を経て会長が定める。ただし、協議会を招集する暇がない場合は、会長が決定し、次の協議会で承認を受けるものとする。